

水銀に関する水俣条約第6回締約国会議 結果概要

- 2025年11月3日（月）から7日（金）にかけて、スイス・ジュネーブにおいて水銀に関する水俣条約（以下、「水俣条約」）第6回締約国会議（COP6）が開催。
- 会合には135か国・1,000名以上が参加し、日本からは外務省、経済産業省及び環境省の担当者が現地で交渉に参加。
- 会合の主な論点の1つであった歯科用アマルガムの製造・輸出入について、その廃止期限を2034年とすることが決定された。



背景・経緯

- ◆ 水俣条約は、2013年10月に熊本市・水俣市で開催された外交会議にて採択、2017年8月に発効した。締約国は153か国・地域（2025年11月現在）。
- ◆ 水俣病の教訓も踏まえ、水銀とその化合物の人為的な排出・放出から人の健康と環境を保護することを目的とし、水銀の採掘から貿易、製造、使用、環境への排出、廃棄の各段階における包括的な対策をとることを規定。
- ◆ 水俣病の経験を有する我が国は、同条約の制定に至る議論に積極的に貢献し、優れた水銀代替・削減技術を活かして、世界の水銀対策に主導的に取り組んでいる。

今次会合における日本の貢献・取組

- ◆ 水銀廃棄物に関する決定案を提案し、その最終化に向けた議論を主導した。その貢献が評価され、最終日の全体会合で他の貢献者とともに特別表彰を受けた。
- ◆ COP1以来8年ぶりに熊本県立水俣高校生（2名）を派遣。サイドイベントに登壇し、同校の取組や調査結果、水俣からのメッセージを世界に向けて発信した。

今次会合での主な決定

①水銀の供給源及び貿易

水銀化合物の供給、使用、貿易に関する情報や、貿易の規制対象とすべき水銀化合物に関する見解を締約国等から収集し、オープンエンドの専門家グループを立ち上げ、検討を開始することが正式に決定された。

②水銀添加製品の製造・輸出入並びに水銀又は水銀化合物を使用する製造工程

歯科用アマルガムの附属書A第1部への追加及び2034年までの製造・輸出入の廃止が正式に決定。また、塩化ビニルモノマー製造における水銀代替技術の附属書Bでの扱いについては、その技術的・経済的実現性に対する認識の合意に至らず、次回会合（COP7）に議論が持ち越されることとなった。

③水銀廃棄物の管理措置

締約国等が事務局に提出した水銀廃棄物を定義する水銀含有量の閾値の有効性に関する科学的・規制上のデータ及びその適用に関連する課題と経験等に基づき次回会合で議論を行うこと、また、前回会合（COP5）で合意された措置を速やかに講じることが決定された。



水銀廃棄物の決定案に関する非公式調整会合を主導



発表を終えた水俣高校生とスタンキエヴィッチ条約事務局長